フォークリフト運転技能講習受講料助成金交付要綱

平成１５年４月１日　制　　定
令和７年４月１日　最終改正
公益社団法人　岩手県トラック協会

（事業趣旨）

第１条　公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、従業員を対象に陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部（以下「陸災防」という。）が主催するフォークリフト運転技能講習を受講させる貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（助成対象者）

第２条　入会から６ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない岩ト協会員事業者であること。

（助成額）

第３条　１人あたり３，０００円とし、１事業者１０名を助成上限とする。

（申請期間）

第４条　４月１日から翌年２月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、受講期間は申請期間内であり、且つ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

（申請方法）

第５条　事業者は、様式１「フォークリフト運転技能講習受講料助成金交付申請書」、陸災防発行の「修了証」（両面）の写しを添付し、岩ト協に申請する。

（助成金の交付）

第６条　岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

（助成金の返還）

第７条　岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

２、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（附則）

１．本要綱は平成１５年４月１日より適用する。

２．平成２９年４月１日一部改正

３．令和２年４月１日一部改正

４．令和３年４月１日一部改正

５．令和７年４月１日一部改正